

**2025年度千葉県民スポーツ大会第二部(国民スポーツ大会千葉県大会)
負担金・助成金の支出基準**

科目	科目の説明	基準	証明書類
報償費①	報償費 ※基準額を超える場合は、競技団体負担 対象:競技補助、会場設営	補助員:1日 500円以内	本人の領収印 または自署 大会ごと様式使用
報償費②	報償費 ※基準額を超える場合は、競技団体負担	役員:1日 2,000円以内 トレーナー:1日 2,000円以内 看護師・ドクター:1日 5,000円以内	本人の領収印 または自署 大会ごと様式使用
旅費	役員に対する旅費 ※補助員は対象外	実費(定額支給は不可) <電車の場合> 片道100km以上は特急料金支給可 <車の場合> 距離を記載し、1km30円で支給	本人の領収印 または自署 大会ごと様式使用
宿泊費	宿泊費	実費但し13,100円以内(1泊2食付) ※朝食・夕食を宿泊施設外で取る場合は、各食1,300円以内	業者の領収書
食糧費	役員の昼食経費 ※補助員は対象外	1食:1000円以内	業者の領収書
消耗品費	競技用具の消耗品購入費 医薬品、事務用品の補充購入費	実費	業者の領収書
印刷製本費	実施要項、プログラム等作成費	実費	業者の領収書
通信運搬費	郵送料、宅配便代、用具運搬代	実費	業者の領収書
借損料及び使用料	競技会場、会議室等の使用料 競技用具の借り上げ代	実費	利用会場の施設責任者 又は業者の領収書
役務費	振込手数料、保険料	実費	業者の領収書 又は振込明細書
その他	上記にあてはまらないものについて、対象となるかはその都度確認する。 ただし、以下の5点は対象とならない。 ①団体の運営費 ②反省会、懇親会等の飲食費 ③個人の所有物となる物品の購入 ④他の大会を兼ねる時、県スポ二部以外の支出 ⑤備品購入(単価2万円以上のもの)		

- <注意事項> (1)領収書の但書に、品名・単価・個数を明記する。但し、領収書の但書に明記がない明記不可の場合は
別途明細の分かる書類(納品書、請求書等)を添付する。宛名の欄に競技団体名を記入する。
※県スポ二部、県民スポーツ大会、県民イベント事業共通とする。
- (2)領収書はコピーでの提出を原則とし、原本は競技団体で保管する。ただし、原本証明を添付する。
- (3)競技力向上事業と重複していないか確認する。
- (4)報償費の源泉徴収は行わなくてよい。
- (5)ポイント還元される支払い方法は認められない。
例)各種クレジットカード、ウエルシアカード、ヤックスカード等
- (6)2025年4月1日以降の領収書が支出の対象となる。
- (7)参加費・競技団体負担金からの支出についてはこの限りではない。
- (8)公立学校の教職員(公務員含む)は、**報償費**を受け取ることはできない。